

手続きを必要とする「工場」とは

(1) 認可を必要とする工場の種類

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（以下、「環境確保条例」といいます）では、一定規模以上の設備を使用し作業を行っている場合や公害を発生させる作業を行っている工場を特に「工場」と定めて、事業者認可申請、届出、報告、基準の遵守等を義務付けています。

次に該当するものが環境確保条例上の工場です。

工場の定義

環境確保条例別表第1（工場）

1 定格出力の合計が2.2kW以上の原動機を使用する物品の製造、加工又は作業を常時行う工場（レディミクストコンクリートの製造については、同一の工場において1年以上行うものに限る。）

2 定格出力の合計が0.75kW以上2.2kW未満の原動機を使用する物品の製造、加工又は作業で次に掲げるものを常時行う工場

(1)裁縫、織物、編物、ねん糸、糸巻、組ひも、電線被覆又は製袋

(2)印刷又は製本

(3)印刷用平版の研磨又は活字の鋳造

(4)金属の打抜き、型絞り又は切断（機械鋸を使用するものを除く。）

(5)金属やすり、針、釘、鋏又は鋼球の製造

(6)ねん線若しくは金網の製造又は直線機を使用する金属線の加工

(7)金属箔又は金属粉の製造

(8)つき機、がら機、粉碎機又は糖衣機を使用する物品の製造又は加工

(9)木材、石材若しくは合成樹脂の引割り又は木材のかんな削り若しくは細断

(10)動物質骨材（貝殻を含む）、木材（コルクを含む）又は合成樹脂（エポナイト及びセルロイドを含む。）の研磨

(11)ガラスの研磨又は砂吹き

(12)レディミクストコンクリートその他のセメント製品の製造（レディミクストコンクリートの製造については、同一の工場において1年以上行うものに限る）

(13)魚肉又は食肉練製品の製造又は加工

(14)液体燃料用のバーナーの容量が1時間当たり20リットル以上又は火格子面積が0.5㎡以上の炉を使用する食品の製造又は加工

3 次に掲げる物品の製造、加工又は作業を常時行う工場

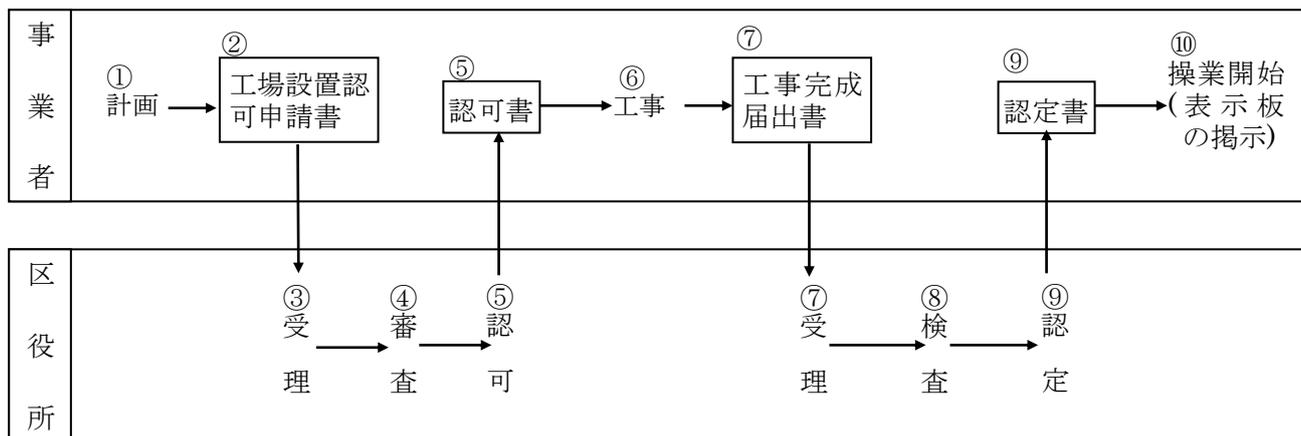
- (1)金属線材（管を含む。）の引抜き
- (2)電機又はガスを用いる金属の溶接又は切断
- (3)厚さ0.5mm以上の金属材つち打ち加工又は電動若しくは空気動工具を使用する金属の研磨、切削若しくは鋸打ち
- (4)ショットブラスト又はサンドブラストによる金属の表面処理
- (5)塗料、染料又は絵具の吹付け
- (6)乾燥油又は溶剤を用いる擬革紙布、防水紙布又は絶縁紙布の製造
- (7)溶剤又はラバーセメントを用いるゴム製品の製造又は加工
- (8)ドライクリーニング
- (9)テレピン油又は樹脂を原料とする物品の製造
- (10)石炭、亜炭、アスファルト、木材若しくは樹脂の乾りゆう又はタールの蒸りゆう若しくは精製
- (11)たん白質の加水分解
- (12)合成樹脂の製造若しくは加熱加工又はファクチスの製造
- (13)石綿、岩綿、鉍さい綿、ガラス綿、石こう、うわ葉、かわら、れんが、土器類、陶磁器、人造砥石又は増埧の製造
- (14)電気分解又は電池の製造
- (15)床面積の合計が50㎡以上の作業場で行われるテレビジョン、電気蓄音器、警報機その他これらに類する音響機器の組立て、試験又は調整
- (16)ガス機関、石油機関その他これらに類する機関の試験又は調整
- (17)発電の作業
- (18)金属の溶融又は精錬（貴金属の精錬又は活字の鋳造を除く。）
- (19)金属の鍛造、圧延又は熱処理
- (20)溶剤を用いる塗料の加熱乾燥
- (21)塗料、顔料若しくは合成染料又はこれらの中間物の製造
- (22)印刷用インク又は絵具の製造
- (23)アスファルト、コールタール、木タール、石油蒸りゆう産物又はその残りかすを原材料とする物品の製造

- (24)電気用カーボンの製造
- (25)墨、懐炉灰又はれん炭の製造
- (26)動物質臓器又は排せつ物を原料とする物品の製造
- (27)油脂の採取若しくは加工又は石けんの製造
- (28)肥料の製造
- (29)ガラスの製造又は腐しょく若しくは加熱加工
- (30)ほうろう鉄器又はほうろう薬の製造
- (31)セメント、生石灰、消石灰又はカーバイドの製造
- (32)硝酸塩類、過酸化カリウム又は過酸化ナトリウムの製造又は精製
- (33)ヨウ素、いおう、塩化いおう、塩化ホスホリル、りん酸、水酸化ナトリウム、水酸化カリウム、アンモニア水、炭酸カリウム、炭酸ナトリウム、さらし粉、次硝酸ビスマス、亜硫酸塩類、チオ硫酸塩類、バリウム化合物、銅化合物、スルホンメタン、グリセリン、スルホン酸アンモニウム、酢酸、安息香酸又はタンニン酸の製造又は精製
- (34)有機薬品の合成
- (35)火床面積が0.5㎡以上又は焼却能力が1時間当たり50kg以上の焼却炉を使用する廃棄物の焼却
- (36)油缶その他の空き缶の再生
- (37)金属の酸洗い、腐しょく、めっき又は被膜加工
- (38)鉛、水銀又はこれらの化合物を原料とする物品の製造
- (39)羽若しくは毛の洗浄、染色若しくは漂白、繊維の染色若しくは漂白又は皮革の染色
- (40)紙又はパルプの製造
- (41)写真の現像
- (42)有害ガスを排出する物の製造又は加工
- (43)有害物質を排出する物の製造又は加工

(2) 認可手続きの流れ

区内に工場を設置しようとする場合には、あらかじめ、環境確保条例に基づき所定の手続きにしたがって申請し、認可を受けてください。

工場の設置を計画し、操業を開始するまでの手続きの流れは次のとおりです。



①申請前の確認

次の事項を十分検討し、設置場所や内容が法令に違反していないことを確認してください。

- ・設置予定場所の「建築基準法」の適合状況

※くわしくは、建築指導課に相談してください。

②申請

申請前の確認が終わりましたら所定の申請書類を作成し、工事開始予定の60日以上前までに環境課へ提出してください。用紙は環境課にあります。

また、ホームページからもダウンロード出来ます。

③受理

提出された書類は窓口で形式審査を行い、手数料（6ページ参照）を納めていただきますと申請書を受理します。その際に受理書を発行します。

④審査

申請書の記載内容や工場設置予定場所の調査を行い、認可の可否について審査をします。

⑤認可

審査の結果、申請内容が条例の規定に適合すると認められる場合は、申請書を受理した日から60日（工場の施設が特殊である場合などは60日を越えることもあります）以内に認可をし、申請書の副本と一緒に認可書を交付します。

⑥設置工事

認可になりますと、工場の設置等の工事を開始することができます。この際には認可書の内容を十分確認しながら工事を実施してください。

⑦工事完成届

工事が完成しましたら、15日以内に環境課へ「工事完成届出書」を提出してください。なお、用紙は認可書と一緒にお渡します。

⑧完成検査

工事完成届出書を受理しますと、区では現場調査を行い認可の内容及び条件に適合しているか否かを検査します。その際責任者の方の立ち会いをお願いします。なお、事業者におかれましても事前に認可内容と現場の照合確認をお願いします。

⑨認定

検査の結果、完成した工場が認可の内容及び条件に適合すると認められる場合は完成届を受理した日から10日以内に認定書を交付します。

認定になりますと、操業を開始することができます。その後は公害防止に十分留意して操業されるようお願いいたします。

⑩表示板の掲出

認可を受けた工場は、認可工場表示板を、工場入口などの見やすい位置に掲出してください。

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例	
設置	年 月 日
認 可 工 場	
認可者 江戸川区長 ○ ○ ○ ○	
工場名	コード番号
設置者名	
業種	
公害防止責任者	

(3)工場認可申請以外に必要な届出

工場施設の中には、施設ごとに大気汚染防止法、水質汚濁防止法、騒音規制法、振動規制法、ダイオキシン類対策特別措置法及び下水道法等による規制を受けるものがあります。その場合、工場認可申請とは別にそれぞれの法令による届出を行ってください。

新しく工場を設置する場合の手続き方法

新しく工場を設置する場合には、事前に工場認可を受ける必要があります。

申請書類は、工事開始予定の60日以上前までに環境課へ提出してください。なお、申請書の受付の際には手数料が必要です。

工場設置認可の申請書類

1. 工場設置認可申請書
2. 公害の現象別に施設の構造、公害防止方法など
3. 使用する化学物質の SDS (必要に応じて添付)
4. 関係図面など
 - (1) 工場周囲100m以内の付近案内図
 - (2) 隣接地の境界ならびに敷地内の配置図、敷地面積及び自動車の出入口にする道路の幅員がわかる配置図
 - (3) 工場の建物内の機械配置図
 - (4) 工場の建物立面図 (東西南北4面)、断面図
 - (5) 設置する機械、公害防止設備の図面・カタログや仕様書など

※ 申請書類は、正副2部作成してください。

※ 所定の用紙は環境課にあります。

申請手数料

	工場の作業場床面積の合計	手数料
設置申請	500㎡以下のもの	8,700円
	500㎡を超え1,000㎡以下のもの	14,200円
	1,000㎡を超えるもの	20,200円
変更申請 (作業場面積に関係なく)		7,600円

区では、提出された申請書の記載内容や工場設置予定場所についての調査を行い、環境確保条例の規定に適合すると認められる場合には、申請書を受理した日から60日以内に認可書を交付します。

工場変更認可申請について

工場認可は一度取得したらそれで終わりではなく、例えば、施設や建物を変更するとき、作業方法を変更するときなどには設置時と同じように認可を取得する必要があります。

変更認可の場合、変更部分だけを審査して認可するのではなく、事業場全体で判断します。手続きの流れなどは設置認可時と同じです。

【問合せ先】 江戸川区環境部環境課指導係 TEL 03-5662-1995 (直通)

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年条例第215号）（抜粋）

（事業者の責務）

第4条 事業者は、その事業活動に伴って生ずる環境への負荷の低減及び公害の防止のために必要な措置を講ずるとともに、知事が行う環境への負荷の低減及び公害の防止に関する施策に協力しなければならない。

2 事業者は、環境への負荷の低減及び公害の防止のために従業者の訓練体制その他必要な管理体制の整備に努めるとともに、その管理に係る環境への負荷の状況について把握し、並びに公害の発生源、発生原因及び発生状況を常時監視しなければならない。

（規制基準の遵守等）

第68条 工場又は指定作業場を設置している者は、当該工場又は指定作業場から、規制基準（規制基準を定めていないものについては、人の健康に又は生活環境に障害を及ぼす恐れのない程度）を超えるばい煙、粉じん、有害ガス、汚水、騒音、振動又は悪臭の発生（汚水については、地下への浸透を含む。第74条及び第95条を除き、以下同じ。）をさせてはならない。

（へい等の設置）

第77条 工場又は指定作業場においては、第68条第1項に規定する規制基準が適用されない一時的な作業等に伴って発生する騒音、振動又は粉じんを防止するために必要なへいその他の設備を設けなければならない。

（屋外作業の制限）

第80条 工場においては、作業の性質上やむを得ない場合を除き、屋外で騒音、振動又は粉じんを発生させる作業をしてはならない。

（工場の設置の認可）

第81条 工場を設置しようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、知事の認可を受けなければならない。

2 前項の規定による認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 氏名及び住所（法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 二 工場の名称及び所在地
- 三 業種並びに作業の種類及び方法
- 四 建物及び施設の構造及び配置
- 五 ばい煙、粉じん、有害ガス、汚水、騒音、振動又は悪臭の防止の方法
- 六 自動車の出入口が接する道路の幅員
- 七 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

(工場の変更の認可)

第82条 既に設置している工場に係る前条第2項第三号から第五号までに掲げる事項を変更しようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、知事の認可を受けなければならない。ただし、軽微な変更であって規則で定めるものについては、この限りではない。

(完成届、認定及び使用開始の制限)

第84条 第81条第1項又は第82条第1項の規定による認可を受けた者は、当該認可に係る工場の設置又は変更(工事を伴うものに限る。)の工事が完成したときは、その日から15日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

2 知事は、前項の規定による届出があった場合においては、当該届出に係る工場が認可の内容及び条件に適合しているかどうかについて検査し、その検査の結果適合していると認めるときは、その旨を認定しなければならない。

3 第81条第1項又は第82条第1項の規定による認可を受けた者は、第1項の規定による届出をする必要がある場合は、前項の規定による知事の認定を受けた後でなければ、当該届出に係る工場又は工場の変更部分の使用を開始してはならない。

(変更届及び廃止届)

第87条 第81条第1項の規定による認可を受けた者は、当該認可に係る同条第2項第1号若しくは第2号に掲げる事項に変更があったとき、又は当該認可に係る工場を廃止したときは、その日から30日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

(承継)

第88条 第81条第1項の規定による認可を受けた者から当該認可に係る工場を譲り受け、又は借り受けた者は、当該工場に係る当該認可を受けた者の地位を承継する。

2 第81条第1項の規定による認可を受けた者について相続、合併又は分割(当該認可に係る工場を承継させるものに限る。)があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該工場を承継した法人は、当該認可を受けた者の地位を承継する。

3 前2項の規定により第81条第1項の規定による認可を受けた者の地位を承継した者は、その日から30日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。